

国民年金のお知らせ

年金の繰下げ受給について

老齢基礎（厚生）年金は、65歳で受け取らずに66歳以後75歳まで*の間で繰り下げて増額した年金を受け取ることができます。繰下げた期間によって年金額が増額され、その増額率は一生変わりません。

なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に繰下げすることができます。

また、特別支給の老齢厚生年金は「繰下げ制度」はありません。特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢に達したときは速やかに請求してください。

※昭和27年4月1日以前生まれの方〔または平成29年3月31日以前に老齢基礎（厚生）年金を受け取る権利が発生している方〕は、繰下げの上限年齢が70歳（権利が発生してから5年後）までとなります

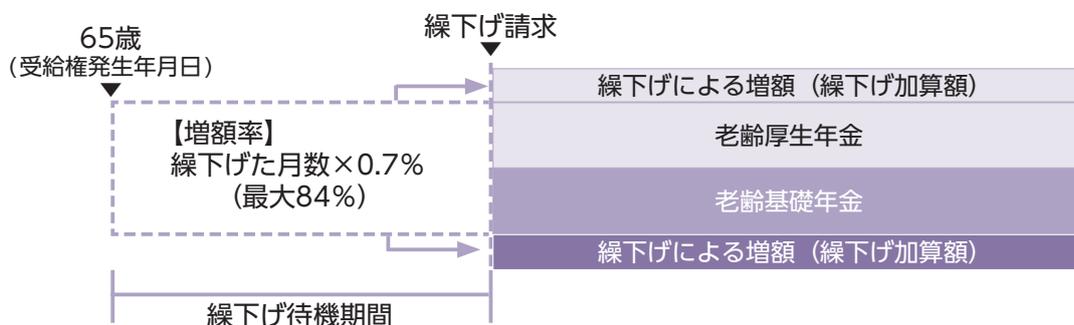
繰下げ加算額

繰下げ受給をした場合の加算額は、老齢基礎年金の額（振替加算額を除く）および老齢厚生年金の額（加給年金額を除く）に下記の増額率を乗じて計算します。

ただし、65歳以後に厚生年金保険に加入していた期間がある場合や、70歳以後に厚生年金保険の適用事業所に勤務していた期間がある場合に、在職老齢年金により支給停止される額は増額の対象になりません。

増額率（最大84%^{*1}）＝0.7%×65歳に達した月^{*2}から繰下げ申出月の前月までの月数^{*3}

- ※1 昭和27年4月1日以前生まれの方〔または平成29年3月31日以前に老齢基礎（厚生）年金を受け取る権利が発生している方〕は、繰下げの上限年齢が70歳（権利が発生してから5年後）までとなりますので、増額率は最大で42%となります。
- ※2 年齢の計算は「年齢計算に関する法律」に基づいて行われ、65歳に達した日は、65歳の誕生日の前日になります。
- ※3 65歳以後に年金を受け取る権利が発生した場合は、年金を受け取る権利が発生した月から繰下げ申出月の前月までの月数で計算します。



老齢基礎年金・老齢厚生年金それぞれについて増額され、増額は生涯続きます。どちらか一方のみ繰下げすることも可能です。

お問い合わせ先：町民課 戸籍年金係 ☎47-4681

函館年金事務所

☎0138-31-9086（お客様相談室）